

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

- 漁船損害等補償法に基づく事前届出及び指定漁船調書の縦覧(二件) (水産業振興課) 一
- 都市計画事業の事業計画変更の認可 (都市計画課) 一
- 土地改良区役員の就任及び退任の届出 (北部地方振興事務所) 二
- 土地改良事業計画変更の適当の決定 (東部地方振興事務所) 二

ページ

告 示

○宮城県告示第六百四十五号
漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調書を令和五年十月十七日から令和五年十月三十一日まで縦覧に供する。

令和五年十月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

届 出 事 項	縦 覧 場 所
発起人の住所及び氏名 石巻市渡波字佐須三十三の二 須田 政吉 石巻市萩浜字横浜一―五	加入区 石巻地区加 入区 宮城県漁業協同組合石巻地区 支所 宮城県石巻市渡波字 佐須九十八―二
漁船損害等補償法第百十三 条第一項の申出をする漁業協 同組合の名称	

阿部 裕一

○宮城県告示第六百四十六号
漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調書を令和五年十月十七日から令和五年十月三十一日まで縦覧に供する。

令和五年十月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

届 出 事 項	縦 覧 場 所
発起人の住所及び氏名 宮城県七ヶ浜町花洲浜字上 ノ山百九番地の一 寺沢 春彦 宮城県七ヶ浜町松ヶ浜字祝 口二番地の二 鈴木 幸夫	加入区 七ヶ浜町加 入区 宮城県漁業協同組合七ヶ浜支 所 宮城県宮城郡七ヶ浜 町花洲浜館下百九十 八
漁船損害等補償法第百十三 条第一項の申出をする漁業協 同組合の名称	

○宮城県告示第六百四十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和五年十月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 施行者の名称
角田市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
1 種類
仙南広域都市計画下水道事業
2 名称
角田市流域関連公共下水道

三 事業施行期間
変更なし

四 事業地

1 収用の部分
昭和五十三年宮城県告示第二百二十五号、昭和六十年宮城県告示第三百五十一号、平成二年宮城県告示第五百二十一号、平成六年宮城県告示第四百三十三号、平成八年宮城県告示第四百六十三号、平成九年宮城県告示第四百五十二号、平成十一年宮城県告示第一千九十八号、平成十二年宮城県告示第九百四十一号、平成十六年宮城県告示第四百十八号、平成二十二年宮城県告示第五百四十七号、平成二十六年宮城県告示第七百三十号、平成二十八年宮城県告示第三百三十三号及び平成三十年宮城県告示第三百六十四号の事業地に、角田市角田字裏町、一本柳及び大島北の一部の区域を加える。

2 使用の部分

昭和五十三年宮城県告示第二百二十五号、昭和六十年宮城県告示第三百五十一号、平成二年宮城県告示第五百二十一号、平成六年宮城県告示第四百三十三号、平成八年宮城県告示第四百六十三号、平成九年宮城県告示第四百五十二号、平成十一年宮城県告示第一千九十八号、平成十二年宮城県告示第九百四十一号、平成十六年宮城県告示第四百十八号、平成二十二年宮城県告示第五百四十七号、平成二十六年宮城県告示第七百三十号、平成二十八年宮城県告示第三百三十三号及び平成三十年宮城県告示第三百六十四号の事業地に、角田市梶賀字高畑北、角田字裏町及び角田字南の一部の区域を加える。

○宮城県告示第六百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、江合川沿岸土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和五年十月十七日

宮城県北部地方振興事務所

所長 駒 井 達 貴

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
令和五年十月四日	佐野 護	遠田郡美里町荻塚字山王二十四番地	監事
令和五年十月四日	長谷部 保宏	大崎市田尻沼部字家前三番地	監事

二 退任した者

令和五年十月四日	小野寺 良喜	大崎市古川荒谷字新中上九十二番地	監事
退任年月日	氏名	住 所	役職名
令和五年十月三日	佐藤 純夫	大崎市田尻大沢字荒町四十三番地	監事
令和五年十月三日	佐藤 多賀典	大崎市古川清水沢字寺前四十四番地	監事
令和五年十月三日	佐野 護	遠田郡美里町荻塚字山王二十四番地	監事

○宮城県告示第六百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により審査した結果、登米市東和町土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を適当と決定したので、同条第六項の規定により関係書類を縦覧に供する。

なお、この決定について不服があるときは、同法第九条第一項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議の申出をすることができる。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和五年十月十七日

宮城県東部地方振興事務所

所長 石 川 佳 洋

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業（維持管理事業）変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和五年十月二十三日から令和五年十一月二十日まで

三 縦覧場所

登米市役所迫庁舎、登米市東和総合支所